

令和7年3月12日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

各種資格関係の届出等に係る留意事項について

個人番号による情報連携及びオンライン資格確認により、各種資格関係の届出等の際は、次のことにご留意くださいますようお願い申し上げます。

①健康保険証として利用登録されているマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という。)の利用推進にご協力ください。

健康保険証は「令和6年12月2日」をもって発行廃止となり、1年間の猶予期間後には使用できなくなります。マイナ保険証の登録及び利用推進について加入者の皆様にご周知くださいますようお願いいたします(マイナ保険証の利用については、別紙(千葉県医業健康保険組から被保険者・被扶養者様へ大事なお知らせ)を参照)。

②マイナ保険証の利用時における氏名変更や更新の手続きについて

各市区町村の窓口でマイナンバーカードの氏名変更の手続きを行った場合、当組合への氏名変更届の提出も忘れずをお願いいたします。

また、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証として利用できなくなりますので有効期限には十分注意いただき、速やかに各市区町村の窓口で更新手続きを行っていただきますよう、加入者の皆様にご周知をお願いいたします。

③被保険者資格喪失届・被扶養者異動届(削除)について、事実発生から5日以内にご提出ください。

個人番号による情報連携により、被保険者・被扶養者資格の喪失手続きが未処理の場合、次の加入先で資格取得手続きができない場合がありますので、速やかに届出ください。

④資格喪失後、速やかな保険証等の回収を徹底してください。

被保険者資格喪失届・被扶養者異動届(削除)に、該当者の保険証等(健康保険被保険者証、資格確認書、健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証)を必ず添付してください。

また、未返却の保険証等については、資格喪失後、使用できないことを被保険者及び被扶養者あて周知くださいますようお願いいたします。

⑤被保険者資格取得届・被扶養者異動届（認定）について、事実発生から5日以内にご提出ください。

資格取得届・被扶養者異動届（認定）の提出について、確実に雇用されることが見込まれる「内定者」については、入職日を待たずして個人番号の提出を求めることが可能となっておりますので、入職日前に届の作成を行うなど速やかな提出に努めていただきますようお願いいたします。

なお、届出もれや添付書類の遅延による長期間の遡りの被扶養者認定はできませんのでご注意ください。

また、出生の子については、出生届提出後、個人番号の通知がすぐに届かない場合は、住民票等で個人番号をご確認ください。

⑥被保険者資格取得届・被扶養者異動届（認定）・氏名変更届について、申請対象者における資格確認書の発行有無を必ずご確認ください。

資格確認書の交付が必要な場合は、交付理由を確認し、「資格確認書交付申請書」の添付が必要となります。交付理由以外の交付は行わないため、理由をよく確認のうえご提出ください。

⑦資格取得時の漢字氏名について、住民票に記載されている漢字で届出ください。

当組合基幹システムに登録できない漢字については、一般的な漢字を代用して登録しますので、予めご承知おきください。

また、電子申請及び電子媒体による手続きの際、ご使用の届書作成用ソフトによっては、環境依存文字が使用できない場合もありますので、一般的な漢字を用いて届書を作成し、備考欄等で正しい漢字の情報をお知らせください。

【例】高山 ○○ → 高は「はしご高」

山崎 △△ → 崎は「たつ崎」 など

⑧被保険者資格取得届・被扶養者異動届（認定）の届出の際、住民票上の住所の記載が必須となっております。

省令改正（令和5年12月8日施行）により加入者情報について、健康保険組合が住民票上の住所情報を管理することとなっており、各種届出について住所の記載をお願いいたします。

なお、住民票の住所を移した場合は、住所変更届の提出をお願いいたします。

また、氏名変更と住民票の変更を同時に行った場合は、「氏名変更届」のみ届出ください。

⑨被保険者資格喪失日・被保険者資格取得日にご注意ください。

退職前の有給休暇消化中に次の職場で勤務を開始し、後日、日本年金機構等から二以上事業所勤務者として届出るよう指摘されるケースが増えており、事業所側でその事実を把握していない場合、就業規則の副業の禁止などを理由に遡って資格喪失日・資格取得日の訂正を行う例が散見されております。このようなときは、保険料の調整・医療費の返還等が発生しますので、事業所の担当者様におかれましては、退職・入職をされる被保険者の皆様へ就業状況をご確認くださいようお願いいたします。

⑩月額変更届・産前産後休業終了時月額変更届・育児休業等終了時月額変更届は、事実発生後速やかにご提出ください。

届出が遅れるとオンライン資格確認システム上に誤った自己負担限度額、または高齢受給者証の負担割合が表示され、後日、医療費の返還等が発生する場合がありますので、月額変更に該当する場合、速やかに届出ください。